

天童市高齢者福祉計画
第5期天童市介護保険事業計画
(案)

(計画期間：平成24年度～平成26年度)

概 要

※ 平成24年度介護報酬改定等に伴う詳細な介護保険
サービス毎の見込量は記載していません。

平成24年2月

天 童 市

天童市高齢者福祉計画・第5期天童市介護保険事業計画

概要目次

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| | 1 法令等の根拠、計画の位置づけ | |
| | 2 策定の背景 | |
| | 3 前計画の評価・課題 | |
| 第2章 | 計画の策定体制 | 3 |
| | 1 計画策定機関 | |
| | 2 市民等の意見反映 | |
| | 3 関連計画との整合・連携 | |
| | 4 計画期間 | |
| | 5 計画の進行管理 | |
| 第3章 | 基本理念 | 4 |
| | 1 基本理念 | |
| | 2 基本目標 | |
| 第4章 | 天童市の高齢者の状況 | 6 |
| | 1 天童市の高齢者人口（第1号被保険者） | |
| | 2 要介護認定者数 | |
| 第5章 | 主な施策 | 8 |
| | 1 地域支援事業の推進 | |
| | 2 生活支援及び自立支援事業 | |
| | 3 地域包括ケア体制整備の推進 | |
| | 4 認知症高齢者施策の推進 | |
| | 5 高齢者虐待防止の推進 | |
| | 6 高齢者の社会参加 | |
| | 7 介護サービス基盤の整備及びサービスの質の向上 | |
| | 8 サービス提供・事業実施の円滑な実施に向けての取り組み | |
| 第6章 | 介護サービス量等の見込み | 14 |
| | 1 第5期計画期間の介護サービス等の見込み | |
| | 2 第5期介護保険料（第1号被保険者） | |
| 資料 | | 15 |
| | 1 県内の介護保険料(基準額)比較 | |
| | 2 施設・居住系サービスの利用者数の見込み及び各施設の定員 | |
| | 3 天童市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の経過と予定 | |

第1章 計画策定の趣旨

1 法令等の根拠、計画の位置づけ

天童市高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を目的として、介護保険事業との整合性を図り、総合的な施策の内容について定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」という規定に基づき、天童市における高齢者の状況や背景を踏まえて、保険給付の円滑な運営を確保するために策定するものであり、両計画を一体のものとして作成するように老人福祉法第20条の8第1項に規定されています。

2 策定の背景

平成22年国勢調査人口速報によると我が国の65歳以上の高齢化率は、平成22年10月1日時点で23.1%となっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所によれば平成27年（2015年）にはおよそ27%、平成37年（2025年）にはおよそ30%を超え、その数は3,600万人を上回ると推測されています。これは、出生率の低下等による人口減少と戦後のベビーブーム世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が平成27年に65歳に到達するためです。山形県における高齢化率は、平成23年4月1日現在で27.3%であり、本市においては24.0%で県内では低い方に位置しています。

しかし、今後急速に進展する少子・高齢社会の中で、年々介護を必要とする人が増える一方で、介護する人の高齢化が進み、介護を家族が支えることが困難になっている状況です。「家族介護」から「地域全体での介護」への移行と合わせ、自助（できる限り自立すること）、互助（近隣の助け合い）を中心とした「地域包括ケア」の体制づくりへの取り組みを推進することが一段と強く求められてきています。

第5期計画終了後の平成27年は、これまで国が推進してきた介護保険を持続させるための介護保険法の大規模改正（予防重視、地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設等）の節目の年になります。こうしたことから、今回の計画は、地域特性を踏まえた地域包括ケア体制の推進と合わせ、高齢化の進行などを総合的に考慮した介護保険施設の整備を行うことで、将来の本市高齢化のピーク時に対応できるケアシステムを構築する上で重要なものになってきます。

3 前計画の評価・課題

(1) 平成21年度～平成23年度（第4期）

～地域支援事業の推進～

本市においても要支援・要介護1の軽度の要介護者が増加しており、介護予防についての知識の普及啓発を図るとともに、運動器機能向上のための二次予防事業に積極的に取り組みました。

また、認知症や一人暮らし高齢者の増加に伴い、権利擁護や高齢者虐待防止への取り組みとして地域包括支援センターを中心とした困難ケースへの対応など、事業所、医療、地域、福祉関係者等による「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりを進めてきました。

しかし、特別養護老人ホームの待機者の増加など、地域密着型施設を含めた介護施設の整備が求められていることや、地域包括ケアの拠点となる地域包括支援センターの更なる充実や医療と介護の一層の連携などが課題となっています。

(2) 本計画の課題

本市では、第4期介護保険事業計画において重点施策として次のことを推進してきました。

- ① 地域支援事業の推進
- ② 生活支援及び自立支援事業
- ③ 地域包括ケア体制整備の推進
- ④ 認知症高齢者施策の推進
- ⑤ 高齢者虐待防止の推進
- ⑥ 高齢者の社会参加
- ⑦ 介護サービス基盤の整備及びサービスの質の向上
- ⑧ サービス提供・事業実施の円滑な実施に向けての取り組み

国では、地域包括ケア体制の実現をめざして「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法等が改正され、日常生活圏域ごとのサービス提供、介護人材の確保やサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備、認知症対策の推進、保険者の地域の実情に応じた各種取り組みなどが課題として挙げています。

第5期計画では、今までの事業を継承する一方で、要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進するための基盤づくりを中心に、医療と介護の連携の強化や地域の様々な組織との連携を深めながら、各施策に取り組みます。

第2章 計画の策定体制

1 計画策定機関

本計画の策定にあたって、「天童市高齢者福祉計画及び天童市介護保険事業計画策定に係る庁内調整会議」と被保険者代表を含む委員により構成する「天童市介護保険運営協議会」で意見をいただき、本計画に反映しています。

2 市民等の意見反映

本市の介護保険サービス基盤整備の需要と供給を把握するために、日常生活圏域ニーズ調査をはじめ、市内の介護老人福祉施設等入所申込者（待機者）の実態調査とパブリック・コメントによる意見をいただき、本計画に反映しています。

※パブリック・コメント（平成24年2月1日～14日実施）

3 関連計画との整合・連携

本計画は、国の定める策定方針を踏まえ、本市の「第6次天童市総合計画」をはじめ関係行政計画等との整合性と十分な連携を行うとともに、「第6次山形県老人保健福祉計画・第5次山形県介護保険事業支援計画」との整合性を持たせて策定しています。

4 計画期間

「天童市高齢者福祉計画及び第5期天童市介護保険事業計画」は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

また、2015年（平成27年）の高齢者介護のあるべき姿の実現に向けた最終期（第3期、第4期、第5期を1つの期間にとらえた最終期間）に位置付けています。

5 計画の進行管理

介護保険事業の運営状況や高齢者福祉事業の実施状況の把握を各年度ごとに行います。また、本計画の進行管理については、要介護認定者数の状況や介護サービスの利用、介護予防事業の状況などについて、「天童市介護保険運営協議会」に報告し、意見をいただきます。

第3章 基本理念

1 基本理念

第6次天童市総合計画の基本構想に掲げる市の将来像「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」を実現するため、第4期計画を継承し「高齢者が住み慣れた地域社会で、生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

2 基本目標

基本理念を実現するための具体的な施策の推進にあたっては、4つの基本目標により取り組んでいきます。

(1) 社会参加と生きがいづくりの推進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たし、生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

(2) 介護予防、生活支援への体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で自立し、要介護（要支援）状態にならないように、生活機能の評価や介護予防サービスが、高齢者一人ひとりのライフステージや心身の状況に応じて提供される体制をつくります。

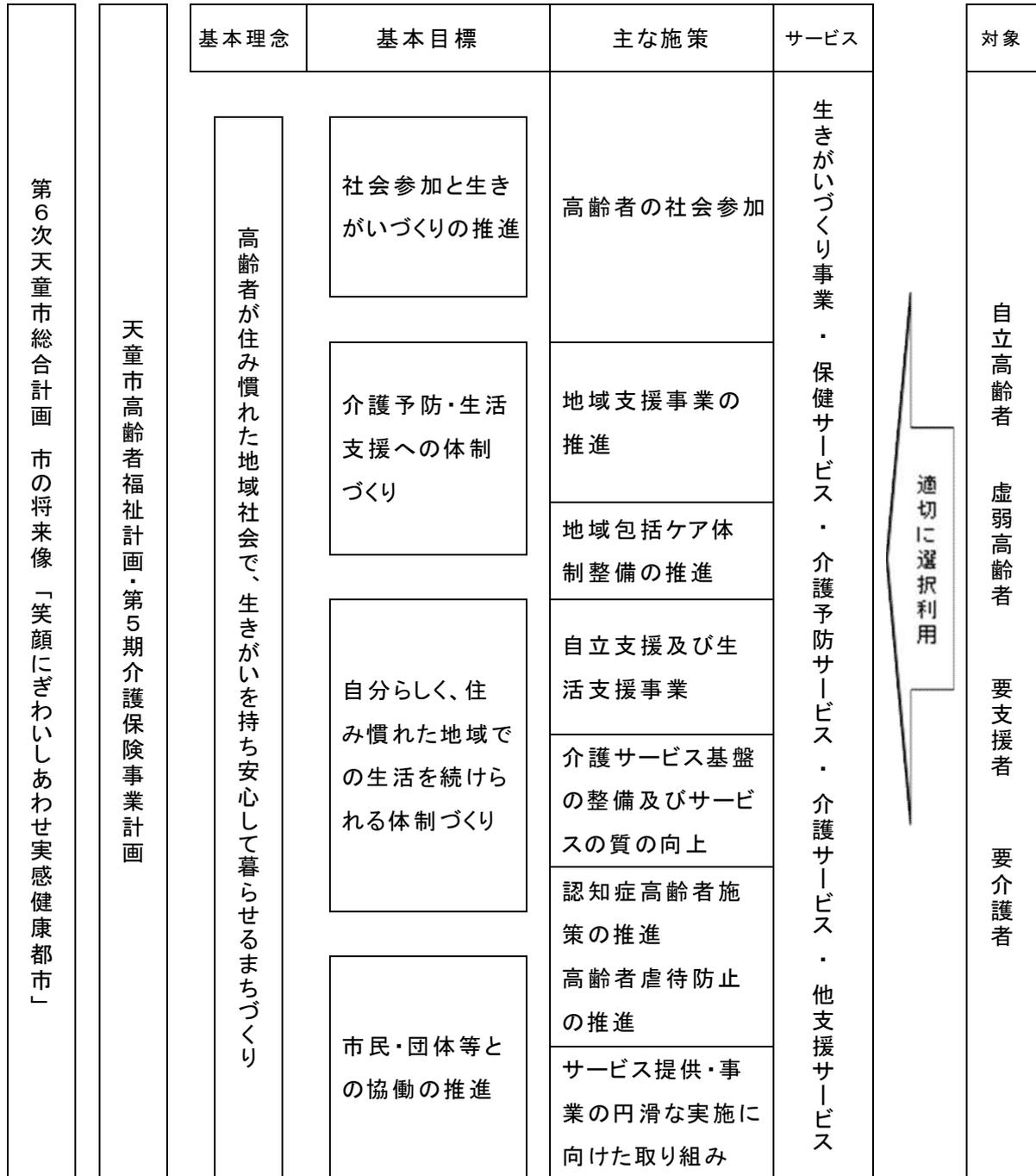
(3) 自分らしく、住み慣れた地域での生活を続けられる体制づくり

高齢者の多くが、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。このため、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、介護・医療サービスからボランティアや地域住民同士の助け合いまで地域のあらゆる社会資源を活用し、高齢者を地域全体が連携して支える（地域包括ケア）体制づくりを進めます。

(4) 市民・団体等との協働の推進

地域での支え合いや介護サービスの担い手として、ボランティアやNPO活動などの、市民による公益活動の必要性・重要性が一層高まっています。市民・団体等による福祉保健活動を育成・支援し、市民・団体等との協働を推進します。

天童市高齢者福祉計画 ・ 第5期介護保険事業計画の施策の体系



適切に選択利用

平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値等

第4章 天童市の高齢者の状況

1 天童市の高齢者人口（第1号被保険者）

本市の平成23年度の65歳以上の高齢者（≒第1号被保険者）は、15,011人で、高齢化率は24.1%となっています。

平成26年度は16,366人で、高齢化率は26.2%となり、4人に1人以上が高齢者になる見込みです。平成23年度に比べると、1,355人（9.0%）増加し、高齢化率は2.1%上昇します。また、平成24年からは団塊の世代が65歳に到達する時期に入るため、前期高齢者（65歳～74歳）が著しく増加し、前期高齢者割合は1.5%上昇し、12.6%となる見込みです。

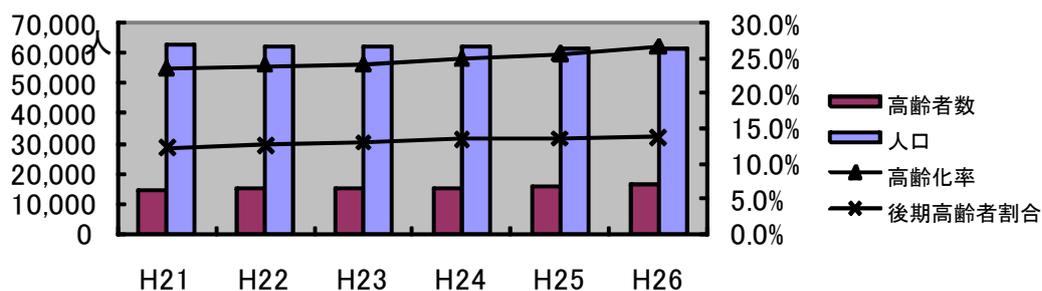
なお、平成20年に、前期高齢者（65歳～74歳）と後期高齢者の割合が逆転していますが、今後もこうした傾向が続くと考えられます。

（各年10月1日現在、単位：人）

| 区 分 | 年 度 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|-----------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 高齢者人口 ① （≒1号被保険者） | | 14,763 | 14,934 | 15,011 | 15,412 | 15,864 | 16,366 |
| 前期高齢者（65歳～74歳）② | | 7,150 | 7,092 | 6,938 | 7,119 | 7,472 | 7,880 |
| 後期高齢者（75歳以上）③ | | 7,613 | 7,842 | 8,073 | 8,293 | 8,392 | 8,486 |
| 総人口④ | | 62,803 | 62,560 | 62,310 | 62,584 | 62,623 | 62,503 |
| 高齢化率①/④ （1号被保険者割合） | | 23.5% | 23.9% | 24.1% | 24.6% | 25.3% | 26.2% |
| 前期高齢者割合②/④ | | 11.4% | 11.3% | 11.1% | 11.4% | 11.9% | 12.6% |
| 後期高齢者割合③/④ | | 12.1% | 12.6% | 13.0% | 13.2% | 13.4% | 13.6% |

*人口等は、外国人登録者数を含んで集計しています。

高 齢 者 数 の 推 計

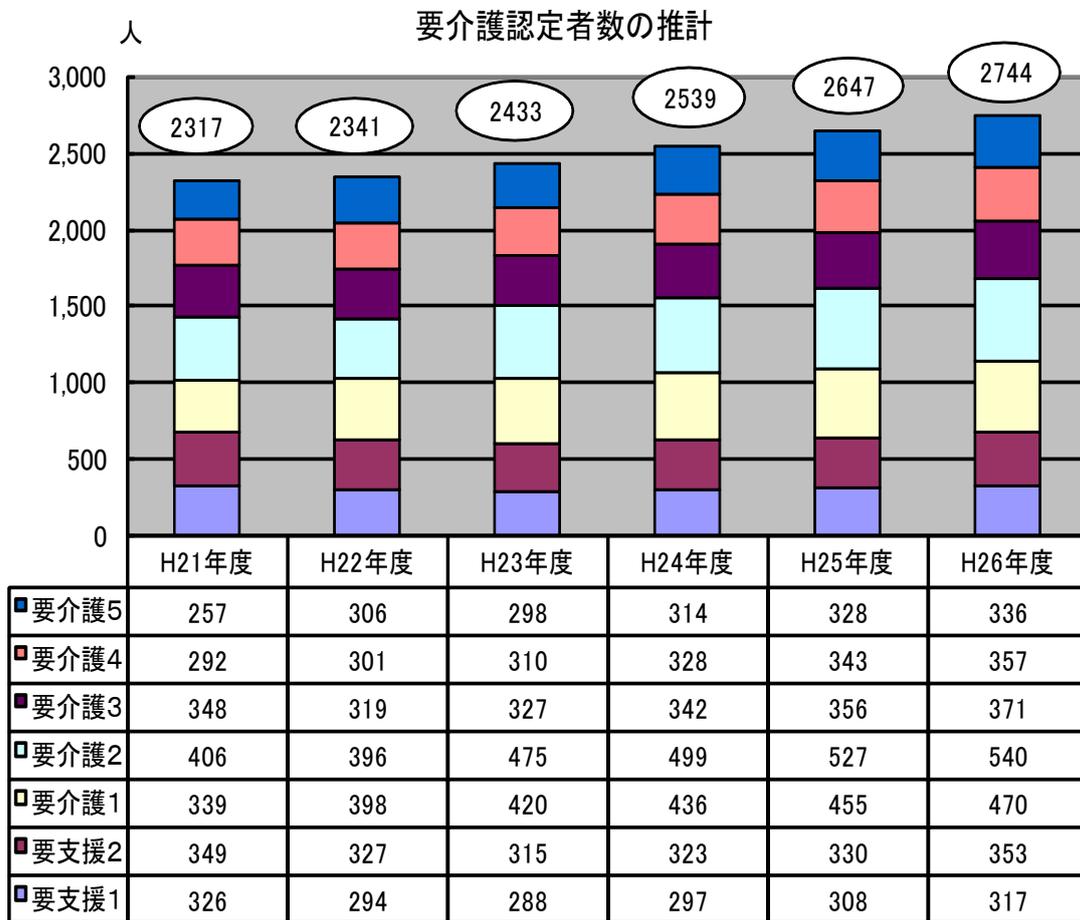


2 要介護認定者数

本市の平成23年度の要介護認定者数は、2,433人で、認定割合（対1号被保険者比率）は16.2%となっています。

平成26年度の認定者数は2,744人（16.8%）で、平成23年度に比べ311人（12.8%）増加する見込みです。内訳は、要支援者が670人、要介護者が2,074人となっています。

本市の認定割合は、第2期計画期間までは毎年1%を超えて上昇してきましたが、第3期計画期間は逆に減少傾向が見られました。第4期計画期間は横ばいで、第5期計画期間は高齢化の進展とともに、0.3%程度の緩やかな上昇になると見込んでいます。



* 認定割合（要介護認定者数÷1号被保険者数）

| H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 15.7% | 15.7% | 16.2% | 16.5% | 16.7% | 16.8% |

第5章 主な施策

1 地域支援事業の推進

高齢者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、住み慣れた地域において自分らしく日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を推進します。

| | | |
|----------------------------|---------|---------------------|
| 地 域 支 援 事 業 | 介護予防事業 | 二次予防事業対象者施策 |
| | | 一次予防事業対象者施策 |
| | 包括的支援事業 | 介護予防ケアマネジメント事業 |
| | | 総合相談支援事業／権利擁護事業 |
| | | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 |
| | 任意事業 | 介護給付等費用適正化事業 |
| | | 家族介護支援事業 |
| | | その他事業 |

(1) 介護予防事業

① 二次予防事業対象者施策

基本チェックリスト（健康自立度に関する調査票）を実施し、介護予防事業の対象となる二次予防事業対象者の把握を行います。二次予防事業対象者は、地域包括支援センターで作成するケアプランに応じて、運動器の機能向上や閉じこもり予防等の介護予防事業を市内事業所等に委託して実施します。また、口腔機能の向上や栄養改善のプログラムも充実するよう努めていきます。

| 事業名 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 運動器の機能向上事業 | 90人 | 100人 | 110人 |
| 口腔機能の向上事業 | 0人 | 10人 | 10人 |
| 栄養改善事業 | 0人 | 10人 | 10人 |
| 合計 | 90人 | 120人 | 130人 |

* 参加者数は実人数

② 一次予防事業対象者施策

65歳以上のすべての高齢者を対象に、運動器の機能向上や閉じこもり予防のための介護予防事業を実施します。要介護者の5人に1人がロコモティブシンドローム(運動器症候群)が原因で要介護状態となっています。通所型の介護予防事業だけではなく、高齢者健康教育事業等を通じて、ロコモーショントレーニング(ロコトレ)の普及啓発を行い、健康寿命の延伸に努めます。さらに、健康教育や健康相談、こころの健康相談事業等に取り組むほか、介護予防に資するパンフレットを配布し、基本的な知識の普及・啓発に努めていきます。

| 事業名 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 介護予防事業 運動器・閉じこもり予防 | 750人 | 770人 | 790人 |
| 高齢者健康教育事業 | 460人 | 470人 | 480人 |
| 高齢者機能訓練事業 | 120人 | 130人 | 140人 |
| 高齢者健康相談事業 | 1260人 | 1280人 | 1300人 |
| 高齢者こころの健康相談事業 | 4回 | 5回 | 5回 |

*参加者数は延べ人数

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業については、天童市社会福祉協議会(天童市地域包括支援センター)に委託し、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を複数体制で配置し、高齢者一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

① 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者が要介護状態になることをできる限り予防するために、アセスメントに基づいた心身の自立性向上の見込めるプランを作成し、サービス利用効果をモニタリングして評価するマネジメントを行います。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者やその家族からの各種相談に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるため、専門職が幅広く多面的支援を行います。

③ 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員に対する個別相談や支援困難事例への助言、各機関との連携・協力など地域ネットワークづくりの支援を行います。

(3) 任意事業

在宅介護や高齢者の生活を支えるためには、介護保険を使ったサービスの利用だけでは充分といえません。そのため、任意事業や生活支援事業でその補完的役割を担います。

乳酸飲料支給事業などの任意事業を通し、高齢者の単身世帯や高齢者世帯に対して、定期的な見守りや声掛けを行うことで、孤独死を防ぐだけでなく、高齢者の変化を見逃さない環境づくりを進めます。

また、日常生活の援助だけでなく、地域包括ケア体制との連携を図り、必要に応じて成年後見制度の利用を支援するなど、高齢者の権利擁護にも努めます。

| 任 意 事 業 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 家族介護慰労金支給事業 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 家族介護者激励金支給事業 | 67人 | 69人 | 71人 |
| 家族介護者激励交流事業 | 30人 | 33人 | 36人 |
| 紙おむつ支給事業 | 1045人 | 1055人 | 1060人 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 住宅改修支援事業 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 食の自立支援事業 | 117人 | 119人 | 121人 |
| 乳酸飲料支給事業 | 455人 | 460人 | 465人 |
| 介護支援ボランティア事業 | 45人 | 55人 | 65人 |

2 生活支援及び自立支援事業

| 事業名 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 高齢者移動サービス事業 | 255人 | 260人 | 270人 |
| 訪問理美容サービス事業 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 高齢者軽度生活支援事業 | 225人 | 230人 | 235人 |
| 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 | 15人 | 16人 | 17人 |
| 緊急通報体制等整備事業 | 350人 | 360人 | 370人 |
| 鍼灸マッサージ助成事業 | 455人 | 460人 | 465人 |
| 緊急ショートステイ事業 | 2人 | 3人 | 4人 |
| 日常生活用具給付事業 | 3人 | 3人 | 3人 |
| いきいきサロン21事業 | 55箇所 | 58箇所 | 60箇所 |
| すこやか訪問指導事業 | 430人 | 440人 | 450人 |

3 地域包括ケア体制整備の推進

高齢期にあっても最期まで住み慣れた地域で自分らしい生活を営んでいけるよう、天童市在宅ネットワークシステム（独居高齢者及び老夫婦世帯実態把握入力システム）を活用し、関係機関での見守り強化と連携・情報の共有を図ります。

さらに、保健・医療・福祉・介護関係者だけでなく、警察・家庭裁判所等の組織や、行政と市民も一体となって地域包括ケアシステムを展開できるよう、市民に対し福祉に関する知識の普及啓発に努め、総合的なネットワークシステムづくりに努めます。

また、日常生活圏域ごとの高齢者の状況と課題の整理を行いながら、平成26年度を目標に2箇所目の地域包括支援センターを設置し、地域包括ケア体制の拠点となる地域包括支援センターの機能の充実・強化を図ります。

4 認知症高齢者施策の推進

高齢者の心身機能や生活機能は環境の変化等で低下する傾向にあり、特に認知機能の低下については早期発見・早期対応が難しい現状です。認知症の予防や、早期発見・早期対応を推進するために、市民に対して、正しい知識の普及啓発に努め、高齢者にやさしい地域づくりを進めます。

また、認知症を理解し、支援する人をできるだけ多く地域の中に増やしていくため、福祉団体や、小中高校生とその保護者、民間企業等を対象にした認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者が住みよい地域となるように環境づくりをサポートします。

さらに、地域包括支援センター等における相談支援体制の充実を図り、認知症高齢者が消費者被害等にあうことなく、安心して生活を送れるよう、高齢者の尊厳を守りながら、適切な制度や福祉サービス利用へ結びつくよう支援を行います。

5 高齢者虐待防止の推進

介護保険制度の普及・利用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、金銭搾取、介護や世話の放棄・放任等が、在宅や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。

市では、平成21年8月に「天童市高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、関係機関と連携を図りながら、高齢者虐待の防止と早期発見及び迅速な対応に努めてきました。

今後も、高齢者虐待の相談窓口を充実し、市民に対し正しい知識の普及啓発を推進するとともに、被虐待者の一時保護先のための緊急ショートステイ事業による居室の確保に努めます。

6 高齢者の社会参加

生きがいや健康づくりのため、高齢者が積極的に地域活動などに取り組むことができる環境づくりを支援します。高齢者の知恵や経験を生かすため、趣味などをおとした世代交流、各種生涯学習活動、さらに老人クラブ活動等に対して積極的な支援を行います。

また、介護支援ボランティア活動を推進し、地域の介護を支える住民参加の意識を高め、社会活動に参加する元気な高齢者を増やします。

7 介護サービス基盤の整備及びサービスの質の向上

(1) 総合的な基盤整備

元気・虚弱・要介護の高齢者の様々な状態に応じて、高齢者の生活を総合的に支援する医療・介護予防・介護を含めた様々なサービスが継続的・包括的に提供されるための基盤整備を進めます。

(2) 介護予防基盤並びに地域密着型サービスの整備等による在宅サービスの充実

介護予防事業や予防給付を提供する介護予防基盤の整備を進めるとともに、中重度の要介護者が在宅で安心して生活し続けられるように、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備と、小規模多機能型居宅介護事業所を各生活圏域に1箇所、市内に4箇所の整備をめざします。

(3) 介護施設系サービスの効果的利用

介護施設系サービスについては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の個室ユニット化への移行に伴う増床を図るとともに、国の施策方針に沿って、既存施設の市民利用率の上昇、重度者への重点化を進めます。

(4) サービスの質の向上

よりよい介護サービスを提供するには、介護従事者のサービスの質の確保・向上が課題となっています。特に、市の監督下にある地域密着型サービス事業者を中心に、計画的な事業所への集団指導や実地指導・監査を実施するとともに、情報公開を推進することにより、適切で良質なサービスが提供されるようにします。

8 サービス提供・事業実施の円滑な実施に向けての取り組み

高齢者福祉施策が円滑に行われるよう、普及啓発や情報提供、相談機能の充実と苦情相談体制の確立、介護相談員派遣事業、サービス事業者との連携による資質向上、介護支援専門員の支援体制の充実、情報の共有化と個人情報の保護等を進めます。

第6章 介護サービス量等の見込み

1 第5期計画期間の介護サービス等の見込み

第5期介護保険事業計画期間の介護サービス見込み量等については、これまでの実績、要介護認定者数や利用者数の伸び、施設・在宅サービスの施策の方向性等を考慮して推計しています。

介護職員の処遇改善の確保や介護事業者の経営状況等を踏まえ、平成24年度の介護報酬改定は1.2%のプラスとなったため、給付費の見込みは改定率を乗じて算出しています。

計画期間の費用と第1号被保険者数の見込み (単位：千円、人)

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | 第5期計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 保険給付費 A | 3,707,959 | 3,865,551 | 4,195,326 | 11,768,836 |
| 地域支援事業費 B | 91,529 | 97,180 | 105,974 | 294,683 |
| 総費用 A+B | 3,799,488 | 3,962,731 | 4,301,300 | 12,063,519 |
| 被保険者数 (人) | 15,412 | 15,864 | 16,366 | 47,642 |

2 第5期介護保険料 (第1号被保険者)

介護保険の費用 (保険給付費と地域支援事業費) に係る財源の2分の1は公費で、残りの半分は保険料で賄われており、第1号被保険者は21%を負担することになります。

第1号被保険者の保険料は、下記の算式を基本的な考え方として、低所得者の人に過重な負担にならないように所得段階別に設定されます。

保険料基準額 (年額)

$$= (\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 21\% \div \text{第1号被保険者数}$$

(1) 保険料段階の設定

(2) 保険料基準月額

* 介護保険料及び段階設定については、平成23年度第6回市議会定例会で介護保険条例の改正案として提案しますので記載しておりません。

参考資料

県内の介護保険料（基準額）比較 保険料順

| | 第3期（H18～20） | | 第4期（H21～23） | |
|------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 保険料基準額 | 1ヶ月あたり | 保険料基準額 | 1ヶ月あたり |
| 鶴岡市 | 49,900 | 4,158 | 52,000 | 4,333 |
| 酒田市 | 51,840 | 4,320 | 51,648 | 4,304 |
| 長井市 | 51,300 | 4,275 | 51,504 | 4,292 |
| 新庄市 | 47,388 | 3,949 | 49,400 | 4,117 |
| 米沢市 | 51,000 | 4,250 | 48,900 | 4,075 |
| 上山市 | 47,400 | 3,950 | 46,752 | 3,896 |
| 南陽市 | 47,100 | 3,925 | 45,600 | 3,800 |
| 山形市 | 44,700 | 3,725 | 44,700 | 3,725 |
| 天童市 | 37,200 | 3,100 | 40,800 | 3,400 |
| 寒河江市 | 35,760 | 2,980 | 40,680 | 3,390 |
| 東根市 | 36,960 | 3,080 | 38,160 | 3,180 |
| 尾花沢市 | 35,328 | 2,944 | 37,764 | 3,147 |
| 村山市 | 36,000 | 3,000 | 36,000 | 3,000 |
| 県平均 | 45,588 | 3,799 | 46,824 | 3,902 |
| 全国平均 | 49,080 | 4,090 | 49,920 | 4,160 |

第4期の保険料基準額を各年で変更している保険者については、平均額を記載。

施設・居住系サービスの利用者数の見込み

| 区 分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 介護保険3施設利用者数 | 402 | 429 | 445 | 457 | 501 |
| 介護老人福祉施設 | 235 | 243 | 246 | 246 | 266 |
| 介護老人保健施設 | 161 | 182 | 195 | 207 | 218 |
| 介護療養型医療施設 | 6 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 介護保険3施設利用者に対する 要介護4・5の人数 | 273 | 278 | 292 | 301 | 351 |
| 介護保険3施設利用者に対する 要介護4・5の割合 | 67.9% | 64.8% | 65.6% | 65.9% | 70.1% |
| 居住系サービス利用者数 | 86 | 103 | 112 | 125 | 158 |
| 特定施設入居者生活介護 | 14 | 31 | 39 | 44 | 50 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 72 | 72 | 73 | 81 | 108 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ケアハウス | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

各施設の定員について（天童市内）

（年度末時）

| 区 分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------------------|-----|-----|-----|----------|----------|
| 介護老人福祉施設 | 240 | 240 | 240 | 240 | 260(+20) |
| 介護老人保健施設 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49(+49) |
| 特定施設入居者生活介護 | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 81 | 81 | 81 | 108(+27) | 126(+18) |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ケアハウス | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

*施設及び居住系サービスの整備予定

平成25年度

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム） 27人

平成26年度

介護老人福祉施設（特養） 20床

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（小規模特養） 49床

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム） 18人

天童市高齢者福祉計画・第5期天童市介護保険事業計画策定の経過と予定

1 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、介護保険条例で設置している「介護保険運営協議会」を中心に検討し、庁内においては健康福祉部長を委員長とする「庁内調整会議」を設置して計画案を取りまとめました。また、施設整備計画や条例改正等に関する重要課題等については、「政策課題検討会議」を開催しました。

2 計画策定の経過

| | |
|-------------|--|
| 平成22年11月 5日 | 第5期介護保険事業計画策定及び地域支援事業の見直し等に係る会議(県) |
| 平成23年 7月～ | 日常生活圏域ニーズ調査を実施 |
| 平成23年 7月 4日 | 政策課題検討会議 |
| 平成23年 7月22日 | 第6期県老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定等に係る市町村説明会(県) |
| 平成23年 8月 4日 | 平成23年度第1回介護保険運営協議会 ・平成22年度介護保険事業の運営状況について ・第5期計画の策定について ①策定の基本方針及び策定スケジュールについて ②計画策定に係る留意点について |
| 平成23年10月 5日 | 政策課題検討会議 |
| 平成23年12月 1日 | 平成23年度第2回介護保険運営協議会 ・施設等利用者見込み数及び増床計画について ・介護保険料推計について ・介護保険料段階設定の見直しについて |
| 平成24年 1月18日 | 政策課題検討会議 |
| 平成24年 1月19日 | 平成23年度第3回介護保険運営協議会 ・第5期計画(案)の概要について |
| 平成24年 2月 1日 | パブリック・コメントの実施(～14日) |
| 平成24年 2月 日 | 平成23年度第1回庁内調整会議 |
| 平成24年 2月 日 | 天童市議会(環境福祉常任委員会)に説明 |
| 平成24年 2月 日 | 平成23年度第2回庁内調整会議 ・パブリック・コメントによる意見及び最終案について |
| 平成24年 2月 日 | 平成23年度第4回介護保険運営協議会 ・第5期計画の最終案について |
| 平成24年3月 | 天童市議会へ介護保険条例の一部改正案を上程・議決 |
| 平成24年4月 | 天童市高齢者福祉計画・天童市介護保険事業計画を県に提出 |